

筑西広域市町村圏事務組合消防本部消防長及び消防署長の資格を定める条例

平成 26 年 2 月 19 日

条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第 2 項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第 2 条 消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 筑西広域市町村圏事務組合消防本部（以下「本部」という。）の消防職員として消防事務に従事した者で、本部の消防次長の職その他これと同等以上と認められる職に 1 年以上あったものであること。
- (2) 筑西広域市町村圏事務組合の行政事務に従事した者で、管理者の直近下位の内部組織の長の職その他地方公共団体においてこれと同等以上と認められる職に 2 年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第 3 条 消防署長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 本部の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令長以上の階級に 1 年（管理者が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1 年から当該教育訓練の課程に応じ管理者が定める期間を控除した期間）以上あったものであること。
- (2) 本部の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に 3 年（管理者が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、3 年から当該教育訓練の課程に応じ管理者が定める期間を控除した期間）以上あったもの（前号に該当するものを除く。）であること。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。